

広島県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程（昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

別表第三中

- 「15 争訟に関するもので重要なもの（訴訟、異議の申立てなど）」を「1」を
「15 争訟に関するもので重要なもの（訴訟、審査請求など）」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。